

大阪市都市整備局受託監督員等要領
(案)

令和7年4月

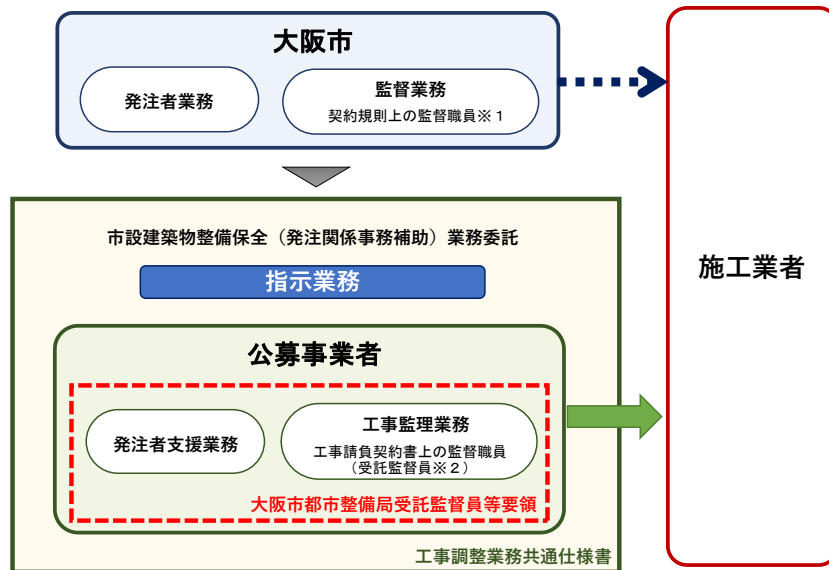
大阪市都市整備局企画部
施設整備課

まえがき

近年、工事監督業務に必要とされる知識・ノウハウは、社会経済情勢の変化に伴い難化・複雑化しており、工事を円滑に進めるためには、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）の施行に伴う事務及び社会・経済・環境問題への対応等が求められている。

本要領は、地方自治法施行令第167条の15第4項の規定に基づき、工事請負契約書第10条に規定する監督職員に代わる「受託監督員」、及び「受託監督補助員」が行う工事監理業務及び発注者支援業務（発注者業務の一部を含む）の具体的な内容を取りまとめたものである。

なお、本要領は、大阪市都市整備局企画部施設整備課が発注する「市設建築物整備保全（発注関係事務補助）業務委託 長期継続（令和7年度～11年度）」の指示業務において適用する。



※1 大阪市契約規則第43条第1項の規定による工事を監督する職員である担当課長の指揮監督のもと、事務分掌規則及び担当課の事務分掌に基づき行う。監督を担当する職員は、立会い及び指示によるほか、必要に応じて工程の管理、履行途中における使用材料の試験その他の方法により監督を行うこととされている。

※2 契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、また、対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を行う者であり、委託仕様書「1 用語の定義」に定める受託監督員のことをいう。

<目次>

1. 一般共通事項	1
2. 品質管理の確認	4
3. 工程管理の確認	6
4. 事故防止に向けた取組みと事故発生時の対応	7
5. 工事関係書類の処理	8
6. 検査及び支払いに関する支援	8
附則	10
別表 1～5	

1. 一般共通事項

- (1) 受託監督員及び受託監督補助員（以下「受託監督員等」という。）は、専門知識と指導力を十分発揮し、「市設建築物整備保全（発注関係事務補助）業務委託 長期継続（令和7年度～11年度）仕様書」（以下「委託仕様書」という。）及び工事調整業務共通仕様書等に従い、工事調整業務を行う。
- (2) 受託監督員等は、設計図書の内容を十分理解して施工業者の施工する部分について設計図書との照合及び確認等を行い、必要に応じて指摘等を行うとともに、指示業務監督職員との間で別表1～4の分担に基づき指示・調整・協議・承諾・報告等を適切に行うなど、工事調整業務を円滑かつ適切に履行しなければならない。
- (3) 工事調整業務における提出書類は、委託仕様書の「13 提出書類」による。
- (4) 打合せ等の記録は、現場代理人などの関係者に内容を確認のうえ受託監督員等が作成する。
- (5) 指示業務監督職員は、受託監督員等が本要領等に基づき適正に工事調整業務を履行しているかを適宜確認する。
- (6) 履行確認の検査は、「都市整備局工事監理業務委託検査要領（建築・設備）」に準じて実施する。
- (7) 書類の書式等について、サイズはA4版を基本とし、様式等は工事請負契約に関する提出書類一覧表及び委託仕様書の「13 提出書類」による。
- (8) 施工図等は、工事着手前に覚書を受託監督員と施工業者間で取り交したのち、施工業者から必要に応じて提出させる。施工図等の受領時には受託監督員等が受領印を押印して返却する。
- (9) 入契法及び品確法に基づき適正な施工の確保を徹底するため、建設業法に基づ

く配置技術者の専任性、施工体制台帳、下請負者の社会保険加入状況、施工体系図など、施工業者の工事施工体制を「工事施工体制等チェックシート」により確認する。また、施工体制台帳の確認については、「施工体制台帳等活用マニュアル（国土交通省）」を参考にする。なお、書類に不備があれば適切な指導、処理を行うとともに、不備が改善されないことが判明した場合は直ちに指示業務監督職員に報告する。

(10) 受託監督員等は、施工業者又は下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものから不当介入を受けた場合は、直ちに指示業務監督職員に報告するとともに、指示業務監督職員に報告するよう施工業者に指示する。

(11) 工事に関する住民等からの苦情や要望等に対し、適切な対応を行う。なお、工事の施工に支障がある場合は、直ちに指示業務監督職員に報告する。

(12) 受託監督員等は、施工業者の責に帰すべき事由により品質管理や工程管理などに問題が生じていることが判明した場合は、直ちに口頭による指導を行う。それでも改善しない場合は、文書により指導を行うとともに、直ちに指示業務監督職員に報告する。

(13) 受託監督員等は、委託期間中に法改正や制度改正等が行われ、本要領に記載のない工事調整に係る指示・調整・協議・承諾・報告等を行う必要が生じた場合は、指示業務監督職員と協議のうえ適宜対応する。

(14) 工事着手の準備

- ・案件ごとに受託監督員、受託監督補助員を記載した「受託監督員等通知書」の案を作成し、指示業務監督職員に提出する。
- ・工事請負契約書及び設計図書の内容を把握する。
- ・必要に応じて官公署その他関係機関との協議及び調整を円滑に行う。
- ・別表1～4に記載のある必要な提出書類の確認を行うとともに、受託監督員等が承諾する必要があるものについては、内容を確認のうえ承諾印を押印する。
- ・契約締結後、21日以内に現場代理人の雇用確認を行い、書類に不備があれば適切な指導・処理を行うとともに、21日以内に雇用を確認できない場合は速やか

に指示業務監督職員に報告する。

- ・請負工事契約後、現場代理人が決まれば速やかに施設所管所属、施設管理者、施工業者などの関係者と連絡調整を行い、工事着手に向けての打合せを行う。
- ・施工業者が契約書に基づき付保する建設工事保険等について、設計書に添付の「保険契約に関する特記仕様書」に基づき、被保険者・保険金額・保険期間の確認を行う。
- ・施工業者が周辺施設（住民）に対して工事周知ビラを作成した場合は、その内容を施設管理者等と調整し、必要に応じて修正を指示するとともに地元関係者への説明等に立ち会う。なお、配布したビラについては指示業務監督職員に提出する。
- ・工事説明会の開催については、施設所管所属、施設管理者並びに関係担当者等と協議の上で決定する。
- ・施設の運営上、平日以外に業務を行う場合において、受託監督員等が施設の鍵等を借用できない場合は、施設管理者又は指示業務監督職員と現地対応について調整する。

2. 品質管理の確認

- (1) 必要に応じて工事材料の検査、工事施工の立会い、工事途中における検査を行い、適正な施工状況を確認する。
- (2) 総合施工計画書における品質計画に関する事項については、受託監督員等が内容を確認のうえ承諾する。
- (3) 仕上材料の色・柄・材質等について、外観や素材に大きく影響を及ぼすものについては発注者が承諾するため、指示業務監督職員と調整したうえで見本品等の作成を施工業者に指示する。
- (4) 設計書に添付の「産業廃棄物の処理に関する特記仕様書」に基づき、電子マニフェストを使用して産業廃棄物を処理するよう施工業者を指導する。なお、紙マニフェストを使用して処理していることが判明した場合は、直ちに指示業務監督職員に報告する。
- (5) 発生材の処理等については、「公共建築改修工事標準仕様書(国土交通省監修)」及び「大阪市建設リサイクルガイドライン」に基づき適正に対応する。
- (6) 解体等工事に係る事前調査書面については、法令に基づき石綿含有の有無を確認しなければならない工事に着手するまでに施工業者に提出させ、有資格者等が事前調査を行っていることや記載内容に不備がないかを受託監督員等が押印等により確認する。なお、書類に不備があれば適切な指導、処理を行うとともに、直ちに指示業務監督職員に報告する。
- (7) 石綿使用の有無に係る事前調査書面において、「石綿有又は石綿みなし有」の場合は、大気汚染防止法施行規則第 16 条の 4 及び石綿予防規則第 4 条に基づく作業計画書の内容を確認のうえ承諾する。
- (8) 石綿使用の有無に係る事前調査書面において、「石綿有又は石綿みなし有」の場合（レベル 1，2 に限る）は、吹付けアスベスト等粉じん飛散防止処理工事仕様書 4 節に基づく換気回数計算書の内容を確認のうえ承諾する。

- (9) 大気汚染防止法施行規則 18 条の 23 に基づき、特定粉じん排出等作業が完了した際は、施工業者が提出する完了報告書について、記載内容に不備がないかを受託監督員等が押印等により確認する。なお、書類に不備があれば適切な指導、処理を行うとともに、直ちに指示業務監督職員に報告する。
- (10) 委託仕様書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを「施工プロセスのチェックリスト」を用いて確認し、必要に応じて施工業者に対して是正を指示する。なお、業務完了後、「施工プロセスのチェックリスト」を指示業務監督職員に提出する。
- (11) 設計図書に変更が生じた場合は、設計変更ガイドライン（建築工事及び建築設備工事）に基づき、適切な時期に事務処理を行う。なお、構造、工法、位置、断面等の変更で重要なものや、設計変更のうち、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の 20% を超えることが判明した場合は、その工事に着手するまでに契約変更の手続きを終える必要があるため、直ちに指示業務監督職員に報告する。

3. 工程管理の確認

- (1) 施工業者が提出した実施工程表及び工事履行報告書に基づき実施工程を把握し、必要に応じて工程を適切に管理するよう指導を行うとともに、工期の短縮・延長又は工事を一時中止する必要がある場合は、直ちに指示業務監督職員に報告する。
- (2) 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に作業を行う場合は、事前に施工業者が提出した「休日工事作業承諾願」を受託監督員等が承諾するとともに、施設管理者と情報を共有する。
- (3) 建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、現場閉所の週休2日（4週8休）を達成できるよう施工業者を指導する。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は補正分を減額変更する必要があるため、工期末又は検査日のうち先に迎える日から2ヶ月前の末日を基準日として、達成見込み状況を指示業務監督職員に報告する。

4. 事故防止に向けた取組みと事故発生時の対応

- (1) 埋設配管損傷事故の防止や施設利用者への安全対策など、事故防止に係る注意喚起を指示業務監督職員が指定する指示書により全ての施工業者に対して行う。特に掘削作業は施設運営への影響が最小限となる時間帯（例：学校施設の場合は学校給食提供後・土曜日など）に行うよう施工業者の指導に努める。
- (2) 掘削作業における埋設配管等の破損事故を未然に防ぐため、発注者、施工業者を招集したうえで「埋設配管情報共有会議」を開催し、埋設配管等の情報、止水栓の位置、事故時の連絡体制などを確認する。
- (3) 工事現場における安全管理を徹底するため、足場が設置されている現場や危険物が保管されている現場など、事故が発生する危険性が高い工事現場を対象に、施工業者が安全パトロール点検表に基づき適切に点検しているかを適宜確認する。なお、指示業務監督職員が状況報告を求めた場合はこれに応じる。
- (4) 事故が発生した場合は、30分以内に指示業務監督職員が報道担当・契約担当に連絡する必要があるため、受託監督員等は直ちに指示業務監督職員に報告する。その後、施工業者に事故の聴取を行うとともに、事故の概要について事故発生報告（第1報）を作成させ、受託監督員等が受理したうえで指示業務監督職員に提出する。また、事故対応後、速やかに事故報告書を施工業者に作成させ、受託監督員等が受理したうえで指示業務監督職員に提出する。

5. 工事関係書類の処理

- (1) 受託監督員等は、工事完成後、施工業者から受領した工事関係書類を指示業務監督職員に提出する。
- (2) 受託監督員の業務実施状況を確認するため、必要に応じて工事施工中に受託監督員等が処理した工事関係書類の提出を求める場合がある。

6. 検査及び支払いに関する支援

- (1) 施工業者が各種の検査を受けようとする場合は、施工業者が自主検査し、手直し完了を確認した上で報告するよう指導し、指示業務監督職員と検査日の日程調整を行う。
- (2) 施工業者から中間前払金にかかる認定申請に関する書面を受領した場合は、工事履行報告書を添付のうえ指示業務監督職員に提出する。なお、請求書は受託監督員等の受領日が請求を受けた日となるため、指示業務監督職員に直接提出するよう指示する。(受託監督員等が請求書を受領した場合は、速やかに指示業務監督職員に提出する。)
- (3) 施工業者から部分払の請求を求められた場合は、受託監督員等は出来高査定簿の出来形状況を確認し、出来形認定率を精査(【**工事中間出来高査定基準**】による)するとともに、「工事請負契約に関する提出書類一覧表」に基づき建設工事保険等加入届出書を添付させたいうで内容の確認を行う。なお、請求に関する書類は、指示業務監督職員に提出するよう指示する。
- (4) 受託監督員等は、施工業者から工事中間出来高の請求を求められた場合は、以下の基準により工事中間出来高査定の確認を行う。

【工事中間出来高査定基準】

- (1) 共通事項
 - ① 出来高査定簿は業者内訳明細書により作成する。
 - ② 出来形部分に係る出来高算定根拠の資料を作成する。

- ・ 出来形部分の内、査定範囲を図示した図面
- ・ 出来形数量の算定資料等

- ③ 出来形部分の認定は、部分払検査において認定された部分とする。
- ④ 出来高金額は、当該出来形部分の出来高等に単価・数量を乗じて算定する。
- ⑤ 出来高査定簿に計上する出来高率(%)は、各項目の出来形率に出来形認定率(別表5を参考)を乗じて算定し、小数第2位を四捨五入する。
- ⑥ 一式計上された項目については、出来形認定部分について本市内説明細書により算定した出来形率とする。

(2) 出来高査定の算定例

(例) タイル工事

120 m²のうち 45 m²が完了検査済み、出来形認定率を 90%とした場合

出来形率 45 m² / 120 m² = 37.5%

出来形認定率 90%

出来高率 = 出来形率 × 出来形認定率

 = 37.5% × 90% = 33.75% → 33.8% となる

- (5) 部分使用の手続きを行う必要が生じた場合は、部分使用関係書類作業用データを作成し、速やかに指示業務監督職員に提出する。

(6) 施設引渡し

- ・ 工事完成後に、施設管理者等に工事に係る使用機器等の使用方法を十分説明した上で引渡しを行う。また、引渡書に併せて鍵、保証書を施工業者から受領したうえで施設管理者等に引渡す。

(7) 工事成績の評定

- ・ 工事完成検査後に工事検査関係書類作業用データを作成したうえで、「請負工事成績評定要領」に基づき、事業請負成績調書成績評定採点表の案を指示業務監督職員に提出する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1～4

○別表 1～4 共通事項

施工業者から業務に関連した質疑や相談（是正指導に係わる部分を除く）を求められた場合は適宜協議を行う。

提出書類は、設計図書等により工事内容に応じたものを提出する。

工事関係書類については、受託監督員等が処理し、必要に応じて発注者へ報告する。

別表 1～4 に示す用語の定義は、次に定めるところによる。

- ・指示：発注者もしくは受託監督員等が施工業者に対し、工事施工上必要な事項を、書面によって示すことをいう。
 - ・承諾：施工業者が発注者または受託監督員等に対し、書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、書面により了解することをいう。
 - ・調整：設計図書に基づいて施工していく段階で生じる種々の問題、関連設備工事等との取り合いも含めて適切に処理し、工事の流れを円滑に保つことをいう。
 - ・協議：受託監督員等と施工業者とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
 - ・立会：工事施工上必要な指示、承諾、協議、検査、確認及び調整を行うため、受託監督員等がその場に臨むことをいう。
 - ・検査：施工状況や材料の試験結果等について、施工業者より提出された資料等に基づき、受託監督員等が設計図書との適否を判断することをいう。
 - ・確認：工事請負契約に示された事項について、立会もしくは施工業者が提出した資料によりその内容について工事請負契約との適合を確かめ適否を認めることをいう。
 - ・受理：確認を終えた書類を受領し、内容を把握することをいう。
- 上記以外は、各種仕様書、工事請負契約書並びに特記仕様書による。

凡例 A：受託監督員が処理する

B：発注者が処理する

別表 1 : 施工関係提出書類に関する業務

(1 / 4)

No.	施工提出書類関係	分担		業務処理順序	備考
		確認	受理		
(一般書類)					
1	現場代理人等通知書	A	A	確認→受理	
2	労災保険加入証明書	A	A	確認→受理	
3	現場代理人等が受注者と直接的な雇用関係にある者であることの証明の届出	A	A	確認→受理	
4	「法令等による資格・免許等」又は「監理技術者資格者証」の届出	A	A	確認→受理	
5	現場代理人等変更通知書	A	A	確認→受理	
6	電気保安技術者・工事中電力設備の保安責任者通知書	A	A	確認→受理	該当する様式とする
7	建設工事保険等加入届出書	A	A	確認→受理	
8	工事工程表	A	A	確認→受理	
9	工事履行報告書	A	A	確認→受理	
10	共同企業体施工誓約書 (写)	A	B	確認→受理	共同企業体のみ
11	共同企業体現場勤務員構成表 (写)	A	B	確認→受理	同上
12	特約条項 (写)	A	B	確認→受理	同上
13	建設工事共同企業体協定書 (写)	A	B	確認→受理	同上
14	登録内容確認書 (写) (工事实績情報)	B	B	確認→受理	
15	建退共掛金収納書	A	A	確認→受理	
16	共済証紙購入枚数説明書	A	A	確認→受理	
17	共済証紙購入・貼付枚数最終報告書	A	A	確認→受理	
18	社会保険等未加入状況報告書	A	B	確認→受理	別紙を含む
19	下請負人の社会保険等加入状況確認書	A	A	確認→受理	
20	下請負人の社会保険等加入状況報告書	A	B	確認→受理	
21	覚書 (施工図関係)	A	A	確認→受理	
22	検査願 (工場製作品等)	A	A	確認→受理	
23	試験・検査成績報告書	A	A	確認→受理	該当する様式とする
24	使用機器材承諾願	A	A	確認→受理	設備工事のみ
25	使用機器材変更承諾願	A	A	確認→受理	同上
26	長期休暇警備計画書 (休日作業届共)	A	A	確認→受理	
27	現場閉所 (計画・実績) 書 (大阪市週休 2 日工事中)	A	A	確認→受理	
28	部分払に係る出来形部分等の確認願	A	B	確認→受理	
29	工事期限延期願	A	B	確認→受理	
30	工事完成届	A	B	確認→受理	
31	工事一部完成届	A	B	確認→受理	
32	手直し完了届及び手直し調書	A	B	確認→受理	
33	履行遅延理由書	A	B	確認→受理	
34	引渡書	A	A	確認→受理	
35	部分引渡書	A	A	確認→受理	

No.	施工提出書類関係	分担		業務処理順序	備考
		確認	受理		
36	部分使用同意書	A	B	確認→受理	
37	官公署手続書類	A	B	確認→受理	公印が必要な場合のみ
38	施工体制台帳	A	A	確認→受理	
39	施工体系図	A	A	確認→受理	
40	現場記録	A	A	確認→受理	
41	現場日報（週報）	A	A	確認→受理	
42	完成図	A	A	確認→受理	
43	家屋調査（工事着手前写真）	A	A	確認→受理	
44	家屋調査（工事完成後写真）	A	A	確認→受理	
(工事写真)					
45	工事写真（工事着手前）	A	A	確認→受理	
46	工事施工写真	A	A	確認→受理	
47	完成写真	A	A	確認→受理	

No.	施工提出書類関係	分担			業務処理順序	備考
		承諾	確認	受理		
(現場関係書類)						
48	杭打工事施工計画書	A	A	A	確認→承諾→受理	
49	杭打工事施工報告書		A	A	確認→受理	
50	レディミクストコンクリート配合報告書	A	A	A	確認→承諾→受理	
51	コンクリート打設報告書		A	A	確認→受理	
52	レディミクストコンクリート納入書		A	A	確認→受理	
53	骨材試験結果報告書 (塩分・アルカリ等)		A	A	確認→受理	
54	コンクリート強度試験結果報告書		A	A	確認→受理	
55	鉄筋試験結果報告書		A	A	確認→受理	
56	鉄筋圧接試験結果報告書		A	A	確認→受理	
57	鉄骨工事施工要領書 [主要構造部材に限る]	A	A	A	確認→承諾→受理	
58	鋼材試験結果報告書		A	A	確認→受理	
59	ボルト試験結果報告書		A	A	確認→受理	
60	溶接部超音波探傷検査報告書		A	A	確認→受理	
61	化学物質の室内濃度測定結果等報告書		A	A	確認→受理	
62	その他関係書類		A	A	確認→受理	
(リサイクル、産業廃棄物関連書類)						
63	再生資源利用計画書 (実施書) =建築資材搬入工事用		A	A	確認→受理	
64	再生資源利用促進計画書 (実施書) =建築副産物搬出工事用		A	A	確認→受理	
65	告知書		-	-	確認→受理	
66	リサイクル阻害要因説明書		A	A	確認→受理	
67	積載監視責任者届		A	A	確認→受理	
68	搬出車両記録表		A	B	確認→受理	
69	搬出車両記録の報告書		A	B	確認→受理	
70	改善報告書		A	B	確認→受理	
71	産業廃棄物処理契約書 (収集運搬) (写)		A	A	確認→受理	
72	産業廃棄物処理契約書 (処分) (写)		A	A	確認→受理	
73	運搬経路図及び付近見取り図		A	A	確認→受理	
74	産業廃棄物運搬業許可書 (発生地) (写)		A	A	確認→受理	
75	産業廃棄物運搬業許可書 (処分地) (写)		A	A	確認→受理	
76	産業廃棄物処分業許可書 (写)		A	A	確認→受理	
77	電子マニフェスト受渡確認票		A	A	確認→受理	
78	紙マニフェストの交付に関する承諾願		A	A	確認→受理	
79	紙マニフェストの交付に関する報告書		A	A	確認→受理	
80	紙マニフェストの交付に関する顛末書		A	A	確認→受理	
81	建設マニフェスト (A・E票) (写)		A	A	確認→受理	
82	追跡写真 (種類別)		A	A	確認→受理	

No.	施工提出書類関係	分担			業務処理順序	備考
		承諾	確認	受理		
(各種保証書)						
83	アスファルト防水		A	A	確認→受理	
84	塗膜防水		A	A	確認→受理	
85	合成高分子ルーフィング防水		A	A	確認→受理	
86	弾性シーリング		A	A	確認→受理	
87	ウレタン樹脂塗床		A	A	確認→受理	
88	仕上塗材塗		A	A	確認→受理	
89	各種保証書		A	A	確認→受理	
(アスベスト関係書類)						
90	石綿使用の有無に係る事前調査書面		A	B	確認→受理	
91	特定粉じん排出等作業実施届出書関係資料		A	B	確認→受理	
92	建築工事計画届(写) (レベル1、2に限る)		A	A	確認→受理	
93	石綿濃度測定計画届出書関係資料 (レベル1、2に限る)		A	B	確認→受理	
94	作業計画書	A	A	A	確認→承諾→受理 (写)	
95	換気回数計算書 (レベル1、2に限る)	A	A	A	確認→承諾→受理 (写)	
96	吹付けアスベスト等粉じん飛散防止処理工事施工報告書 (レベル1、2に限る)		A	B	確認→受理	
97	特定粉じん排出等作業完了報告書		A	B	確認→受理	
(大阪市暴力団排除条例関係書類)						
98	誓約書 (下請負人等用)		A	A	確認→受理	
99	不当介入報告・届出書		A	B	確認→受理	
100	不当介入結果報告書		A	B	確認→受理	
101	役員等に関する調書		A	B	確認→受理	
(請求書関係)						
102	出来高査定簿 (出来高査定簿請求内訳書含む)	A	A	B	確認→承諾→受理	
103	認定請求書		A	B	確認→受理	
104	請求書		B	B	受理	
105	請求内訳書		B	B	受理	
(その他)						
106	工事現場周辺警備計画書		A	A	確認→受理	
107	賠償責任保険契約書 (写し)		A	A	確認→受理	
108	警備員勤務状況報告書		A	A	確認→受理	
109	損害発生報告書		A	B	確認→受理	
110	復旧見積書		A	B	確認→受理	
111	損害箇所復旧承諾書		A	B	確認→受理	
112	金銭補償要望書及び復旧工事費受領書		A	B	確認→受理	
113	精算書		A	B	確認→受理	

別表 2 : 工事一般に関する業務

No	一般共通事項	分担					業務処理順序	備考	
		指示	調整	協議	検査	立会 確認			
1	敷地及び周辺調査					A	A	立会→確認→報告	
2	既設インフラ設備の位置確認					A	A	立会→確認→報告	
3	第三者に対する損害補償の調査			AB		A	A	立会→確認→協議	
4	関連工事との調整	A	A	A			A	協議→調整→指示→確認→報告	
5	近隣対応	AB		AB		A	A	立会→協議→指示→確認	
6	設計変更の対応	B		AB		A※1	A	確認→報告→立会→協議→指示	
7	事故処理	B		AB		AB	AB	確認→報告→指示→立会→協議→確認	
8	完成・部分使用・部分払の下検査	A			A	A	A	立会→検査→指示→確認→報告	
9	中間技術検査	A				AB		立会→検査官の検査→指示	
10	部分使用・部分払（技術検査を含む）の検査	A				AB		立会→検査官の検査→指示	
11	完成検査（技術検査を含む）	A				AB		立会→検査官の検査→指示	
12	手直し指摘事項					A	A	立会→確認→報告	
13	官公署検査	A				A	A	立会→指示→確認→報告	

※1 必ずしもBが立会しないというものではない。

別表3：建築工事施工に関する業務

No	建築工事施工関係	分担						業務処理順序	備考
		指示	承諾	受領	検査	立会	確認		
1	施工計画書 [品質計画に係る部分]		[A]				A	確認→報告→承諾 [品質計画に係る部分]	
2	施工図・原寸図			A			A	確認→報告→受領	
3	仕上材料の色・柄・材質等 [外観や素材に大きく影響を及ぼすもの]	A [B]	A [B]				A [B]	確認→報告→承諾 →指示	
4	材料の確認					A	A	立会→確認→報告	
5	施工の確認					A	A	立会→確認→報告	
6	材料・工法等の試験					A	A	立会→確認→報告	
7	敷地境界	A				AB	A	立会→指示→確認→報告	敷地境界の指示にあたっては、土地管理者に立会を求めること
8	GL・BM	A				A	A	立会→指示→確認→報告	
9	縄張り・遣方	A				A	A	立会→指示→確認→報告	
10	根切り					A	A	立会→確認→報告	
11	ガス圧接					A	A	技能士確認→立会 →確認→報告	
12	柱・壁・梁・スラブ毎の鉄筋・型枠組立の確認					A	A	立会→確認→報告	
13	鉄筋・型枠組立完了	A			A	A	A	立会→検査→指示 →確認→報告	
14	コンクリート打設					A	A	立会→確認→報告	
15	フレッシュコンクリートの試験				A	A	A	立会→検査→確認→報告	
16	コンクリート面の検査 (型枠取外し後・仕上げ前)	A				A	A	立会→指示→確認→報告	
17	アンカーボルト					A	A	立会→確認→報告	
18	鉄骨原寸・制作工場 (主要構造部限る)		A			A	A	立会→確認→報告	
19	鉄骨精度・HTB締め等の確認 (主要構造部限る)				A	A	A	立会→確認→報告	
20	鉄骨建方完了	A			A	A	A	立会→検査→指示 →確認→報告	
21	床・壁・天井等の下地					A	A	立会→確認→報告	
22	屋外等のタイル張の接着力の確認	A				A	A	立会→確認→報告	

[] は承諾内容が部分的であるもの及び条件により承諾者が変更するものを示す。

別表 4 : 設備工事施工に関する業務

No	設備工事施工関係	分担					業務処理順序	備考	
		指示	承諾	受領	検査	立会			確認
1	施工計画書 [品質計画に係る部分]		[A]				A	確認→報告→承諾 [品質計画に係る部分]	
2	施工図			A			A	確認→報告→受領	
3	設計変更資料等	A	A				A	確認→報告→承諾→指示	
4	材料の受入検査				A	A	A	立会→確認→報告→検査	
5	機器製作図(汎用品含む)		A				A	確認→報告→承諾	
6	製作機器材の検査				A	A	A	立会→確認→報告→検査	
7	配管・配線工事				A	A	A	立会→確認→報告→検査	
8	ダクト・配管工事				A	A	A	立会→確認→報告→検査	
9	機器据付・取付工事				A	A	A	立会→確認→報告→検査	
10	地中埋設、コンクリート打込工事				A	A	A	立会→確認→報告→検査	
11	水圧試験				A	A	A	立会→確認→報告→検査	
12	気密試験				A	A	A	立会→確認→報告→検査	
13	絶縁抵抗・接地抵抗試験				A	A	A	立会→確認→報告→検査	
14	機能動作試験				A	A	A	立会→確認→報告→検査	

[] は承諾内容が部分的であるもの及び条件により承諾者が変更するものを示す。

別表5：工事中間出来高の査定基準関係

工 種	区 分	出 来 形 状 況	出来形 認定率	備 考
主 体 工 事 の 直 接 仮 設 費		杭地業工事費等を減じた出来 形率による		
コンクリート杭 (既製杭場所打杭)	杭 打 設	完了検査済 (残土泥土処分共完了)	100%	(注2)
	杭 頭 処 理	完了検査済 (ガラ処分共)	100%	
山 止 め	連続土留壁等の場 合	完了検査済	90%	(注3)
	仮設損料として計 上されたもの	打：架設完了後、その山止め の必要な期間月数に対する経 過月数	$\left(\frac{\text{経過月数}}{\text{必要期間月数}} \right)$ ×60%	必要期間月数は 実施工程表によ る期間
		引抜完了	100%	
水 替	水 替 費	水替必要期間月数に対する、 経過月数	$\left(\frac{\text{経過月数}}{\text{必要期間月数}} \right)$ ×90%	必要期間月数は 実施工程表によ る期間 【完】
建設発生土運搬 残土処分	処 分 費		90%	【完】
鉄 筋		コンクリート打設完了検査済	100%	
コンクリート	各種コンクリート	コンクリート打設完了検査済	90%	(注4)
		設計基準強度確認手直し(コン 処理、豆板等補修)完了検査済	100%	
	打設手間及び 機 械 損 料 等	コンクリート出来形率	100%	
	温 度 補 正	コンクリート出来形率	100%	補正期間に係る 場合
型 枠		コンクリート打設完了検査済	90%	(注5)
		脱型撤去片付 完了検査済	100%	
	運 搬 費 、 残 材 処 分 費	各種型枠出来形率	100%	

工 種	区 分	出 来 形 状 況	出来形 認定率	備 考
鉄 骨		工場製作完了検査済	80%	(注6)
		現場建方本締め 完了検査済	100%	
P C 版		工場製作完了検査済	80%	(注6)
		目地処理完了検査済	100%	(別注品)
	シーリング等 目地処理	完了検査済	90%	【完】
A L C 版		取付完了検査済	80%	
		目地処理完了検査済	100%	
	シーリング等 目地処理	完了検査済	90%	【完】
既製コンクリート	化粧目地仕上	積み上げ完了検査済	70%	
		目地詰完了検査済	100%	
	化粧目地仕上げの ない場合	積み上げ完了検査済	100%	
防 水	塗装仕上げのある 場合	施工完了検査済	80%	【完】
		塗装完了検査済	90%	
	塗装仕上げのない 場合	施工完了検査済	90%	
	防水押え金物等	完了検査済	90%	【完】
	シーリング	施工完了検査済	90%	【完】

工 種	区 分	出 来 形 状 況	出来形 認定率	備 考	
石及びタイル	内 装 用	張付完了検査済	90%	【完】	
	外 装 用	張付完了検査済	90%		
		クリーニング完了検査済	100%		
	外 装 用 (先付け工法)	コンクリート打設完了 脱型枠	70%		
		クリーニング完了検査 足場撤去済	100%		
木 材	造 作 材	取付完了検査済	90%	【完】	
	構 造 材	取付完了検査済	100%		
	加 工 組 立	木材、パネル材合計の出来高 率	100%		
金 物	製 作 金 物 (住宅用手摺 等 除 く)	塗装仕上げのない 場合	現場搬入検査済	70%	(別注品)
			取付調整完了検査済	100%	(注7)
		塗装仕上げのある 場合	現場搬入完了検査済 (塗装仕上未了)	60%	(別注品)
			塗装取付調整完了検査済	100%	
	既 製 金 物		取付完了検査済	60%	(注8)
住 宅 用 金 物	塗装仕上げ、取付 材のない場合	取付調整完了検査済	100%	BL手摺、アルミ面格 子、物干金物等	
	塗装仕上げ、取付 材のある場合	取付完了検査済	60%	バルコニー手摺、パー テーション金物等	
		塗装取付材施工調整 完了検査済	100%		
左 官	モルタル塗り	下塗完了検査済	20%	【完】	
		中塗完了検査済	60%		
		上塗完了検査済	90%		
	コンクリート 鏝 押 さ え	施工完了検査済	100%		

工 種		区 分	出 来 形 状 況	出来形 認定率	備 考
建 具	木製建具	建具金物込みの場合	取付完了検査済	60%	(注6)
			金物取付調整 完了検査済	100%	
		建具金物込みでない場合	建付完了検査済	90%	
			金物取付調整 完了検査済	100%	
	金属製建具	建具金物込みの場合	工場製作完了検査済	50%	
			建付完了検査済	70%	
建具金物込みでない場合		金物取付調整 完了検査済	100%		
		工場製作完了検査済	60%		
カーテンウォール		工場製作完了検査済	80%	金属製別注品	
		目地処理完了検査済	100%	(注6)	
	シーリング等 目地処理	完了検査済	90%	【完】	
ガ ラ ス	各種ガラス	嵌め込み完了検査済	80%	【完】	
	養生、クリ ーニング	完了検査済	80%	【完】	
	ガラス押え、 ガスケット	該当ガラス合計の出来形率	80%	【完】	
塗 装	2 回 塗	下塗完了検査済	60%		
		上塗完了検査済	90%	【完】	

工 種	区 分	出 来 形 状 況	出来形 認定率	備 考
塗 装	3 回 塗	下塗完了検査済	30%	
		中塗完了検査済	60%	
		上塗完了検査済	90%	【完】
	防 腐 剤	施工完了検査済	100%	
仕 上 塗 材	吹 付	施工完了検査済	90%	【完】
	下 地 処 理	施工完了検査済	90%	
		仕上塗材施工完了済	100%	
内 外 装	下 地 材 (塗装下地含む)	施工完了検査済	90%	
		仕上材施工完了	100%	
	仕 上 材	施工完了検査済	90%	【完】
部 品 ・ そ の 他	流司台、吊戸棚、 ユニットバス、 防水パッキン等	据付又は取付完了検査済 (コキング打完了共)	90%	【完】
	換気パイプ等	取付完了検査済 部品含む場合は部品取付完了 検査済	100%	
内 装 プ レ ハ ブ	内 装 パ ネ ル	パネル建込み完了検査済 (パ ネルには、壁[石膏ボード等の 下地材と柱・頭繋ぎ等の構造 材を含む]・天井廻縁[台所・ 洋室を除く]・框・敷居・付鴨 居・額縁等を含む。)	70%	
	内 装 パ ネ ル	①物入造作取付 ②押入造作取付 ③台所・洋室天井廻縁取付 ④巾木取付 ⑤便所棚板取付 ⑥洗面所棚板取付 ①～⑥の工事が全て完了検査 済	90%	【完】
共 通 仮 設 費		直接工事費の出来形率による		
現 場 経 費		直接工事費の出来形率による		
一 般 管 理 費 等		直接工事費の出来形率による		

工 種	区 分	出 来 形 状 況	出来形 認定率	備 考
設備を構成する 機械電気器具		製造工場等にある工場製品 (製作完了検査済)	70%	監督職員の検査 を受けて合格し たもの、及び監 督職員の検査を 要しないものに あつては設計図 書で部分払いの 対象とすること を指定したもの に限る。 汎用品は除く。 (注6)
		現場に搬入済 (製作完了検査済)	80%	
		取付完了	90% (注10)	
		取付完了検査済	100% (注11)	
搬入据付費		同上機械電気器具の出来形率 による		取付完了以上の ものに限る。
汎用品の機器・ 器具及び配管・ 配線等		現場に搬入加工(検査)済みの 工事材料	50% (注9)	(注6)
		取付完了	90% (注10)	
		取付完了検査済	100% (注11)	

※内装プレハブは平成16年3月12日より施行

(3) 出来形に関し前各号により難いものについては、指示業務監督職員と協議する。

(b)査定基準説明事項

(1)査定基準における、(注1～11)は次によるものとする

(注1) 当該工事の完了とは、階層、戸別又は部屋別等で、作業工程上区分出来る部分の工事の完了をいう。

ただし、完了部分に投下された材料及び労力が、機能上その効果を発揮出来得るものに限る。

(他に運用できる製品、手戻り等があると思われるものは、出来高として認められない。)

(注2) 打設完了した杭について100%と認定する。ただし残土、泥土処分が杭に含まれている場合は、その打設した杭の残土、泥土処分完了した時のみ杭打設完了とみなす。

(注3) 逆打工法:耐圧版施工完了で100%認定とする。

切梁工法:切梁撤去完了で100%認定とする。

(注4) 階層別、又は、工事工程上打設完了したコンクリート数量により査定する。

(注5) 階層別、又は、工事工程上打設完了したコンクリートに対する型枠の数量表により査定する。

(注6) 部分払いの対象となった出来形部分及び工事材料については大阪市長を受取人として、現場取付けまでの期間事故に対して出来形査定相当額の損害保険等に加入させるか、銀行保証書を提出させる。

(注7) 製作金物とは本市独自の規格、又は設計、若しくは仕様にもとづき製作する金物、いわゆる別注の金物をいう。(本市独自のものであっても、既製品の一部を変更し市場生産されている金物は除く。)具体的には、図面、又は、特記にもとづき、工作図を作成し製作するものをいい、住宅用手摺等は除く

(注8) 既製金物は取付け完了検査済み出来形率は60%とするが、清掃、調整、塗装(塗装込みの場合)完了し、かつ、他に転用のおそれがないと認める時点においてのみ、出来形率100%と認定することが出来る。それ以外については完成時においてのみ、出来形率100%と認定する。

(注9) 汎用品の器具及び配管・配線等が複合単価(労務費を含む)の場合は、出来形認定率50%に0.5を乗じて25%とする。

(注10) 『取付完了』とは、①配管において、加工、接続、端末処理、支持金物による固定、敷設等が完了したもので、必要な養生等が行われたもの、②配線において、両端末の機器・端子等への接続が完了したものをいう。

工場検査合格品、重量品(熱源機器、キュービクル、自家発電設備機器等)は、据付・取付等が完了し単体として外観、絶縁等の検査を完了したもの及び、施工済みの機器等で、取付完了検査済に満たないものをいう。

(注11) 『取付完了検査済』とは、試験成績書等の書類の確認及び、通水・通電試験等を実施し、動作確認または機能確認の結果、合格と認めたものをいう。

(2)別表5の備考欄の【完】の工種については、完成時においてのみ出来形率100%と認定する。

(3)査定簿作成においては、査定率算定の根拠資料を作成する。